2016年9月20日

「(案件名)ベトナム国クアンニン省ハロン湾地域のグリーン成長推進プロジェクト」

(公示日:2016年9月7日/公示番号:160619)について、いただいた質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	p12 1. プロジェクトの背景	本プロジェクトで扱う重点産業部門とは、将来にわたってク	はい、ご指摘のとおりエネルギーセクター
	(3)プロジェクト目標	アンニン省にとって重要な産業として考えられる工業団地、	や運輸セクター(港湾等)は対象外と考え
		エネルギー、観光、食品加工等とされています。	ております。
		このうちエネルギーセクターに関しては、鉱業・電力部門が、	
		省の経済発展の主要セクターであると共に、廃水量・エネル	
		ギー消費量・環境負荷が最も大きな部門であり、ハロン湾等	
		への環境負荷の影響度も非常に高いと考えられます。しか	
		しながら、同部門は、一部環境モニタリングに関して地方の	
		関与があると考えられるものの、中央の管轄権限が強く省	
		政府からの行政的・誘導的関与は極めて限定的と言えま	
		す。また、当該部門で環境負荷軽減に寄与すると想定され	
		る諸方策は、諸外国ドナーによる支援を受けている状態で	
		あり、本事業の優先アクション及びパイロット活動の対象と	
		しない旨、Phase-1調査でも記載されていることから、これら	
		の部門は非常に大きな効果が期待される重要な部門では	
		あるものの、本プロジェクトでは対象外であるという理解でよ	
		ろしいでしょうか。	
		また、運輸セクター(港湾等)についても対象外と考えてよろ	
		しいでしょうか。	

2 p18 6. 業務の内容 (7)成果と活動 ②成果 2 に関する業務 活動 2.2 石炭・石油・天然ガスを産出してエネルギー価格の安いベトナムでは、高価な省エネルギー設備等に投資してもコスト効果が得られ難いことなどから、一般には ESCO 事業が成立し難いと想定されますが、ESCO 事業の実施は必須のものでしょうか。 必要に応じて活動内容の対が、先方政府との協議・なります。ご提案がある場合し難いと想定されますが、ESCO 事業の実施は必須のものでしょうか。 3 p19 6. 業務の内容 (7)成果と活動 ②成果 2 に関する業務活動 2.4 選定された重点産業部門での省エネ/エネルギー管理を含む環境管理などグリーン成長に資する省レベルのグリーンラベル制度を設計し、試行するとされていますが、ここでは、エネルギー部門を含む重点産業部門全部門を想定されていますでしょうか。 現時点では部門の特定までせんので、業務開始後に近の中から選定することを想象がよれ、エネルギー部門を含む重点産業部門全部門を想定されていますでしょうか。 4 p19 6. 業務の内容 (7)成果と活動 ③成果3に関する業務 表表を表表を表表を表表を表表を表示を表表を表示を表表を表示を表表を表示を表表を表示を表表を表示を表表を表示を表表を表示を表表を表示を表表を表示を表表を表示を表表を表示を表表を表示を表表を表示を表表を表表	
活動 2.2	変更は可能で
し難いと想定されますが、ESCO 事業の実施は必須のものでしょうか。 	含意が必要に
でしょうか。 p19 6. 業務の内容 (7)成果 選定された重点産業部門での省エネ/エネルギー管理を含 と活動 ②成果 2 に関する業務 お環境管理などグリーン成長に資する省レベルのグリーンラベル制度を設計し、試行するとされていますが、ここでは、エネルギー部門を含む重点産業部門全部門を想定されていますでしょうか。 p19 6. 業務の内容 (7)成果と活動 ③成果3に関する業務	には、先ずは
2	•
と活動 ②成果 2 に関する業務 お環境管理などグリーン成長に資する省レベルのグリーン フベル制度を設計し、試行するとされていますが、ここでは、エネルギー部門を含む重点産業部門全部門を想定されていますでしょうか。 4	
活動 2.4 ラベル制度を設計し、試行するとされていますが、ここでは、エネルギー部門を含む重点産業部門全部門を想定されていますでしょうか。 4	至っておりま
エネルギー部門を含む重点産業部門全部門を想定されていますでしょうか。 4	直点産業部門
いますでしょうか。 4 p19 6. 業務の内容 (7)成果と活動 ③成果3に関する業務 第	<u>こ</u> しています。
4 p19 6. 業務の内容 (7)成果と活動 ③成果3に関する業務	
果と活動 ③成果3に関する業務 ター等を日本他海外から呼び入れ、活動に参加することを 提案する場合、その報酬、滞在費、旅費をプロポーザルに 見込むことが可能でしょうか。 可能な場合には、その際の旅費、渡航費、交通費は「一般 業務費 旅費・交通費」に、謝金は「一般業務費 特殊傭 人費」に見積もるという判断でよろしいでしょうか。	
務 提案する場合、その報酬、滞在費、旅費をプロポーザルに 見込むことが可能でしょうか。 可能な場合には、その際の旅費、渡航費、交通費は「一般 業務費 旅費・交通費」に、謝金は「一般業務費 特殊傭 人費」に見積もるという判断でよろしいでしょうか。 一がその専門性により自律 施契約の仕様書に記載され場合、業務従事者の補強と ちゅつ りょう は現地で見積もられる費用と考えていますが、この費 費用対効果の観点から基準 では、	事者の指揮の
見込むことが可能でしょうか。 可能な場合には、その際の旅費、渡航費、交通費は「一般 業務費 旅費・交通費」に、謝金は「一般業務費 特殊傭 人費」に見積もるという判断でよろしいでしょうか。 「大きないう判断でよろしいでしょうか。 「大きないの事門性により自律 施契約の仕様書に記載され 場合、業務従事者の補強と 場合、業務従事者の補強と を	傭人として整
可能な場合には、その際の旅費、渡航費、交通費は「一般 業務費 旅費・交通費」に、謝金は「一般業務費 特殊傭 が求められます。当該専門 人費」に見積もるという判断でよろしいでしょうか。 一がその専門性により自律 施契約の仕様書に記載され 場合、業務従事者の補強と 5 p22 成果3 ウエッブ、パンフ これらは現地で見積もられる費用と考えていますが、この費 費用対効果の観点から基準	のとおりです。
業務費 旅費・交通費」に、謝金は「一般業務費 特殊傭 が求められます。当該専門 人費」に見積もるという判断でよろしいでしょうか。	から招へいす
人費」に見積もるという判断でよろしいでしょうか。 一がその専門性により自律 施契約の仕様書に記載され 場合、業務従事者の補強と 5 p22 成果3 ウエッブ、パンフ これらは現地で見積もられる費用と考えていますが、この費 費用対効果の観点から基準	て十分な説明
施契約の仕様書に記載され場合、業務従事者の補強と5p22 成果3 ウエッブ、パンフ これらは現地で見積もられる費用と考えていますが、この費 費用対効果の観点から基準	インストラクタ
場合、業務従事者の補強と	的に本業務実
5 p22 成果3 ウエッブ、パンフ これらは現地で見積もられる費用と考えていますが、この費 費用対効果の観点から基:	ん活動を行う
	してください。
レットの製作物 用を見積書で提示する際に、以下の事項を含めることは可 再委託ではなく、現地再委託	ト的には本邦
	£を考えており
能でしょうか。可能な場合、その際の費用は再委託費に見しますが、業務上不可欠と考	えられる場合
積もるという判断でよろしいでしょうか。 にはプロポーザルで提案ぐが	<u>:</u> さい。
・日本のアニメーター、イラストレーターに動画、イラストの	
作成を依頼する費用	
・ロゴマーク、シンボルマーク等の費用	
また、印刷費等見積りのため、具体的に何部程度を想定し	

		ているかご教示頂けますでしょうか。	
6	p24 (3)通訳·翻訳	英語ー越語は現地にて雇用する事を可とありますが、日本	直接経費として計上することは認められ
		国内で報告書の日ー英の翻訳料は費用として認められます	ません。
		でしょうか。	
7	P24 (3)通訳·翻訳	専門用語等の相互理解を確保し、効率的な業務とするた	費用対効果の観点から基本的には英語
		め、通訳者(日本語ー越語)を、現地にて雇用することは認	-越語を考えておりますが、英語越語
		められますでしょうか。	と価格が同等、または日本語―越語通訳
			が業務上不可欠と考えられる場合にはプ
			ロポーザルで提案ください。

以上